

- 上田市では、太陽光発電事業者の皆さまに、市内における太陽光発電施設の適正な設置・施工・管理・撤去・廃棄を行うためのガイドラインを策定しました。

□ ガイドラインの対象となる施設

●出力50kW以上の事業用の太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)

- ・分割案件も対象とします。(同一事業者等が、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合)

□ 事業者の皆さまにお願いしたいこと

1 「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示しました。

(レッドエリア)

(イエローエリア)

- ・事業の計画段階(用地選定)では、防災や景観、環境等の多角的な観点から、地域への影響を十分検討してください。
- ・エリアに該当する場合は、立地場所の変更を含め、再検討をお願いします。

2 「適正な導入のために遵守すべき事項」

- ・発電施設の設置にあたり、次の事項を遵守してください。
(1) 発電施設の設置に伴う災害の防止 (2) 良好な景観の形成 (3) 生活環境の保全

「地域住民との合意形成」

- ・事業の実施にあたり、地域住民に対して、(1) 事前の周知と説明、(2) 十分な協議と合意形成、(3) 理解を得た上での事業実施に努めてください。

3 「市への届出」

- ・土地に自立して設置されるもので、開発区域の面積が1,000㎡以上、かつ、発電出力が50kW以上の発電設備を設置する場合は、「上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」または「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」の規定に基づき、市に届出を行ってください。

4 「計画に基づく適正な施工」

- ・施工にあたり、次の事項を適切に行ってください。
(1) 施工業者の選定、(2) 品質・施工管理に関すること。

5 「設置後の適切な維持管理」

- ・発電施設設置後の維持管理についても、適切な措置を講じてください。
(1) 定期的な保守点検、(2) 管理者等の掲示、(3) 敷地内への立入防止、(4) 敷地内の除草及び清掃、(5) 異常気象等発生時の対応に関すること。

6 「事業終了時の適正な撤去・廃棄」

- ・設備利用もしくは事業の停止/終了時には、関連法令を遵守し、適切な撤去及び廃棄を行ってください。

※ 既に工事に着工している発電施設、既に事業を行っている発電施設についても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行ってください。

【 ガイドラインの問合せ・相談窓口 】 上田市 都市建設部 都市計画課

TEL:0268-23-5134 FAX:0268-23-5138 メールアドレス:tosikei@city.ueda.nagano.jp

太陽光発電設備の適正な設置・管理フロー

